

人道・ジェンダーの視点から見るウクライナ戦争
(防衛研究所の研究者による座談会第 14 弾、2022 年 5 月 30 日)

ロシアによるウクライナ侵攻開始から約 3 カ月経過した。ウクライナ東部を中心にロシア軍による攻撃は激しさを増し、停戦の見通しはいまだに見えていない。こうした事態を前に、防衛研究所はこれまで様々な専門を持つ研究者による座談会を 13 回にわたって実施してきた。今回の第 14 弾は、ウクライナ戦争における人道・ジェンダーの観点から、吉崎知典・研究幹事、立川京一・戦史研究室長、中川美佐・社会・経済研究室主任研究官が、それぞれの分野の視点から、活発な議論をおこなった(司会は、菊地茂雄・企画調整課研究調整官)。



(左から、菊地研究調整官、齋藤所長、中川主研、立川室長、吉崎幹事)

0. 趣旨説明

齋藤：今般のウクライナ侵攻の大きな特徴は、ロシア側により、民間人や民間施設を狙った攻撃、占領地における虐殺行為や性的暴力が行われていることである。そこで、今回のウクライナ座談会では、人道・ジェンダーの問題からウクライナ侵攻を捉えてみたい。参加してもらうのは、吉崎研究幹事、立川戦史研究室長、中川社会・経済研究室主任研究官の 3 名である。各参加者には活発な議論を期待している。

1. 90年代のユーゴスラビア人道介入等との比較

吉崎：冷戦後に紛争を軍事力で解決する例として、ユーゴスラビアの内戦とコソボの内戦が挙げられる。これらの紛争は、ロシアに近い政権が NATO の空爆によって倒されたという、ロシアにとって苦い経験であった。これは、人道介入ということで NATO が動いた事例である。1995 年のボスニア・ヘルツェゴビ



ナ紛争の場合は、スレブレニツアの虐殺が挙げられる。国連保護軍が市民を守ることができなかったことが大きな転換点だった。したがって、ユーゴにおける NATO の空軍力による介入は、西側優位の軍事力によって人道問題を解決しようとする成功体験となった。コソボに関しては、中露の賛同が得られず、安保理決議による武力行使の授権がなく、文民保護の論理で人道介入した特徴がある。

中川：紛争における性暴力が注目されるようになったきっかけが旧ユーゴの紛争であり、そういった面では、画期的なことであった。

齋藤：ロシアにとって屈辱的だったというが、ロシアはユーゴの教訓から何を学んだのか。四半世紀前の話ではあるが、今にいたる影響などはあるか？

吉崎：人道介入は欧米が中心として冷戦後にやってきたが、今回のウクライナ危機ではロシアも自身の行動をロシア系住民を保護する、いわば人道介入であると主張した。但し、人道介入は人権保護という普遍的な規範に基づかなければならない。人道の名を借りただけの軍事介入とは異なる。



立川：旧ユーゴ紛争は、常設の国際刑事裁判所（ICC）が設立されるきっかけになった。ロシアは ICC ローマ規程の締約国であったが、今は脱退している。

吉崎：今のロシアの介入の特徴は？ユーゴのスレブレニツアの虐殺時に NATO は空爆で介入したが、今のロシアは地上軍を大量投入している。また文民を保護するための「安全地域（セーフエリア）」を守れなかったことは、国連の名誉を落とした。

2. ウクライナ侵攻におけるジェンダー問題



中川：ジェンダー問題を見るポイントとして 2 点挙げられる。1 つ目は、紛争とジェンダー問題の再発、2 つ目は、紛争における女性のプレゼンスである。まず、紛争とジェンダーについては、避難民の大半が女性と子供であり、またウクライナ女性が紛争関連性暴力の被害にあっている。ウクライナ戦争以前は、難民の 70~85% が女性・子供であったところ、今回は、18 歳~60 歳の男性が国内に留まっていることから 90% に達しているとされる。どこ

に攻撃があるかわからない状況下での移動は危険を伴うものである。避難先やシェルターなどでも性暴力や人身売買の危険がある。CRSV（Conflict-related sexual violence）という用語が確立していることをみてもわかるとおり、紛争関連性犯罪はもっとも古い戦争犯罪であるとも言われ、紛争における懸念事項であり続けてきた。

もともと CRSV は、戦争の副産物もしくは略奪の一部とみなされていたが、ユーゴヤルワンダなどの内戦を経て国際安全保障上の 이슈 となった。国連は6つの決議にわたり、CRSV 根絶への取り組みを示している。ブチャなどで行われた性暴力は、ロシア軍の統制が取れていないことから起きるランダムなものではなく、性暴力を武器とする意図的なキャンペーンであるとされる。プリンケン米務長官も言及しているところである。そうだとすれば、常任理事国であるロシアが国連決議を蔑ろにしているといえる。2 つ目の女性のプレゼンスについては、相当数の女性が戦争にコミットしている。ウクライナ軍には約3万人の女性軍人がおり、全体の 15%程度にのぼる。また、女性は郷土防衛隊にも参加しており、ウクライナに残って一般社会から戦争を支えている。(ウクライナにおいては) 歴史的・文化的に女性の人権や行動の自由が保障されており、そうした平素からの考え方が有事の際にこのような形で国力になるものと思われる。

立川：女性のプレゼンスという点では、ウクライナの女性だけでなく、国際機関の職員である他の国の女性も現地に入って活動している。

吉崎：国連決議 1325 に基づき日本も支援してきたが、これからも組織的に強化していく必要がある。ユーゴ紛争は内戦であったが、今回のウクライナ侵攻は、外からの軍事侵攻であるため、より根深い問題である。

中川：女性が国土防衛戦に参加するというのは、やはり国土への侵略であるからという部分が強く働いているように思う。

齋藤：CRSV について、国連理事国であるロシアは今までのどのような対応をとってきたのか。性暴力について、意図的なキャンペーンであるとの指摘があったが、ICC が裁く際に、司令部や政治指導部にまで捜査が及ぶ問題であると思う。この司令系統の責任追及が可能な程度に明らかになっているのか。



中川：今のところ、はっきりとした証拠は出てきていない。ロシア側は否定している。どのように司令部や政府側が関わっているのかは曖昧である。意図的なキャンペーンであるという点では、今の時点で訴追は難しいとの意見が多数である。ユーゴヤルワンダの内戦では訴追されたが、国際紛争であるため、命令系統を明らかにし、証拠をもって訴追するのが難しい。性暴力の性質上、被害者側が真実を明らかにすることを躊躇し、隠そうとすることもある。CRSV を受けたことが明らかになると、敵と通じたという誹りを受け、社会から受け入れてもらえないという第二の被害を受ける可能性がある。このようにして相手側社会を分断することがまさに武器としての CRSV である。

吉崎：今回のウクライナ侵攻の特徴は SNS などが利用されているのが大きな特徴である。2段階の情報の流れがあるといえる。まずは SNS による情報の広がり、それを受けて政治家が発言をするという流れになっている。また、周囲の各国が知っていること

を、ロシアの国民は知らないという現象が起きている。こうした国内外の情報格差は、北東アジアの危機でも起こりやすい。

菊地：ユーゴスラビアの事例などでも「強姦の兵器化 (Weaponization of rape)」ということが指摘されていたが、今回のウクライナ戦争でも、「強姦の兵器化」が行われていると見るか。また、「強姦の兵器化」は相手にどのような効果を与えることを企図したものでしょうか。

中川：ロシア側のやり方を見てもそのようなことが言えると思う。なお、「強姦の兵器化」については、学術的にも研究されており、CRSV を衝動的なものとする研究は少ない。兵器化が敵対国に対してもたらす影響としては、敵対国の男性に無力感・敗北感を与え、また被害者が敵対国の社会的に排除されることによる社会の弱体化が挙げられる。

齋藤：女性がコミットすることによる多様性は大きな問題であり、わが国においても教訓となるだろう。そのことも意識して研究を進めていただきたい。

3. ウクライナ侵攻における ICRC 等による非戦闘員保護活動の取り組み等

立川：赤十字国際委員会 (ICRC) は 600 人以上という態勢で、国連やウクライナ赤十字社と協力して人道回廊の設置や一般市民の救出・移送、救援物資の提供などの活動を行っている。アゾフスターリ製鉄所で投降したウクライナ兵の捕虜登録や移送も行った。捕虜や民間人被収容者との面会も実施している。捕虜等に関連する活動は、今後、増えていくだろう。ICRC 総裁のピーター・マウラーは 3 月にロシアとウクライナを訪問し、両国首脳から紛争中の ICRC の活動について合意を得ている。あらためて活動に対する保証を得た形であるが、ロシアのラブロフ外相との会見の際に、マウラーが同外相と握手したことは批判されている。ロシアはウクライナ侵攻を「特別軍事作



戦」と称しているためジュネーブ諸条約を適用しないのではないかという懸念の声が聞かれる。ジュネーブ諸条約には紛争当事国が戦争状態と認めない場合でも条約は適用されるという条項がある。プーチン大統領は投降したウクライナ兵を国際法に基づいて人道的に処遇するという意向を示したとも、また、国際法にのっとって治療することを約束したとも伝えられている。ただし、国の指導者が

そう言っているにもかかわらず、捕虜を現場で直接取り扱う担当者たちに国際法の遵守がどれだけ徹底されるかは未知数である。実際、ロシア側が捕虜に冷淡な対応をとっているという報道がなされている。それに対して、ウクライナ側は負傷している捕虜に入念な治療を施すなど倫理的な対応をとっていると伝えられている。ウクライナ側には捕虜との交換要員を確保したいという考えがあるようだ。アゾフスターリ製鉄所での捕虜がどうなるかが注目されている。捕虜の交換を巡っては両国間での合意が必要であり、駆け引きが行われることになろう。捕虜交換は裁判が終わってからにするというのが

現時点でのロシア側の姿勢である。一方、ウクライナ検察は1万件以上の戦争犯罪を捜査中であり、45人については証拠を入手しているという。国連の人権理事会でも調査開始の決議がなされ、先ほど触れたICCは戦争犯罪捜査のためにこれまでで最多の人員をウクライナに派遣して証言と物証を集めている。戦争犯罪人を裁く裁判は始まっているが、それほど容易なことではない。裁判は基本的に実行犯が捕まらなければ始められない。ICCは欠席裁判を行わないとしている。証拠も必要である。ウクライナ側は引き続き捕虜との交換要員をできるだけ数多く確保するように努めるであろう。

吉崎：ICRC創設の端緒は19世紀のクリミア戦争であり、こういった人道的な問題は、ロシアと欧州の違いから起こりやすい。

中川：実際に国際的な紛争が、現在進行形で始まるとは思っていなかった。捕虜の取り扱いについても個人的に注目している部分である。国際規範に反したロシアに対して、国際社会はどう対応していくのか、国際機関はどれだけ中立性を保てるのか。戦争がまだ続いている状況で、裁判が行われているというのは面白い構造である。ウクライナは、それを利用しているのではないか。ウクライナは軍事的なハードなものだけでなく、ソフト面も「兵器」として戦略的に使っているのではないかとみている。

菊地：ウクライナ側の行動についても、戦死したロシア兵士の遺体や身分証をSNS上に上げる行為がジュネーブ諸条約に違反するという批判なども一部でみられる。

齋藤：非戦闘員への攻撃や病院・学校への攻撃は、本当にロシアが目的としているところなのかという疑問が浮かぶ。ロシア側は、戦争目的を、ナチスからの解放としているが、実態はどうか。当初の戦争目的からずれた展開になってきているのか。

菊地：このようなBrutalな行為自体が、ウクライナ側の屈伏を迫るための「兵器化」の一環ではないのか。

齋藤：地雷の埋め込みなども、解放を意図した行動なのか疑問を抱かざるを得ない。

立川：ウクライナ側から戦争反対の声が沸き上がるのを期待しているのか。ウクライナ側の戦意を削ごうとしている面はあろう。

吉崎：今回のウクライナ侵攻は、新しい戦争のかたちを示している。NATOもロシアもソフトパワーを利用して、発信を行っているように思う。ウクライナの国としてのレジリエンスを保とうとしている。記録を残し、判断を誤らないようにしている。

中川：戦争に対する見方も変わった。発信という観点では、何が真実なのかについて、公式の発表がある一方、プロパガンダ合戦になっていて、混乱しやすい状況である。女性のプレゼンスについて、現場に残った女性たちが、情報を国際機関やメディアに提供している。それを信じるかどうかは、情報の受け取り側の捉え方にもよるところである。それらの証拠をもとにどう対応していくかが問題であろう。

立川：日本にも全く関係のない話ではない。先ほど吉崎研究幹事が指摘したように、情報統制が強い近隣の国が同じようなことをする可能性は否定できない。また、女性のプレゼンスという点に関して、太平洋戦争中の日本でも後方を女性が支えていた面がある。有事の際にどうするのか。ジュネーブ諸条約の周知を含めて、考えておくべきではな

だろうか。

結語

齋藤：本日の座談会では、人道・ジェンダーの視点からウクライナ侵攻を考えることができた。これまでの座談会では軍事作戦や国際政治的な側面から議論を行うこと多かったが、今回、人道・ジェンダーの観点からの議論をすることで、ウクライナ侵攻がもたらしている問題の深刻さの一端を理解することができたと思う。今後とも是非、今回取り上げたような問題を含めて研究を進めてもらいたい。



(座談会で示された意見は参加者個人の見解であり、防衛研究所や防衛省の意見を代表するものではない)